

## 平成19年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について

平成19年11月21日  
相楽郡広域事務組合

平成19年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が、11月19日に相楽会館会議室において会期1日間で開催されました。

今定例会では、副議長の選挙が行われ、地方自治法の規定による指名推選で南山城村の北 猛議員が当選されました。また、南山城村からの議会運営委員会委員に北 猛議員が選任されました。

平成18年度の一般会計歳入歳出決算認定の件など9件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、議案第18号を除く8件については、原案のとおり認定・可決されました。ただし、議案第18号については、し尿くみ取り手数料特別委員会の設置（全議員で構成）を決め、委員会付託とし、継続審査となりました。

### 提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
認定 第1号	平成18年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件	平成18年度一般会計決算 ・歳入総額は、 6億7,862万2,373円 ・歳出総額は、 6億6,554万4,972円 ・歳入歳出差引額は、 1,307万7,401円	認定 (全会一致)
認定 第2号	平成18年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件	平成18年度特別会計決算 ・歳入総額は、392万1,785円 ・歳出総額は、222万525円 ・歳入歳出差引額は、 170万1,260円	認定 (全会一致)
議案 第13号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件	国家公務員においては、平成18年7月1日以降、休憩時間が改正され、休息時間が廃止され、国家公務員に準じて休憩時間を改正し、休息時間を廃止するため、改正するものです。 なお、本条例の施行日は、平成20年4月1日とします。	可決 (賛成多数)
議案 第14号	相楽郡広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件	地方自治法が改正され、収入役制度が廃止になり、相楽郡広域事務組合規約の変更に伴いまして、会計管理者が設置されたことにより、提案するものです。	可決 (全会一致)

議案 第15号	相楽郡広域事務組合 特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条 例の一部を改正する 条例の件	地方自治法が改正され、収入役制度 が廃止になり、相楽郡広域事務組合規 約の変更に伴いまして、会計管理者が 設置されたことにより、提案するもの です。	可決 (全会一致)
議案 第16号	相楽郡広域事務組合 職員の給与に関する 条例の一部を改正す る条例の件	人事院勧告に基づいて改定するため 提案するものです。 ・改正条例第1条では、扶養手当につ いては、現行の「6千円」から「6千 500円」に、勤勉手当については、 現行の「100分の72.5」から1 2月に支給する勤勉手当は0.05引 き上げ、「100分の77.5」とする ものであり、給料表は、若年部分の一 部を改正するものです。なお、この内 容は、平成19年4月1日に遡及して 適用するものです。 ・改正条例第2条では、第18条第2 項中「100分の77.5」を「10 0分の75」に改正するものです。 なお、この内容は、平成20年4月 1日施行とするものです。	可決 (賛成多数)
議案 第17号	相楽郡広域事務組合 分担金条例の一部を 改正する条例の件	受益に応じた負担を行うということ を大前提としており、経費を性質別に 固定的経費、運営的経費に分類し、共 通経費については、現在の各事務の処 理に要する割合をもって按分し、負担 していただくよう改正するものであり ます。 なお、この条例は、平成20年度分 の分担金から適用するものです。	可決 (賛成多数)
議案 第18号	相楽郡広域事務組合 廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一 部を改正する条例の 件	し尿くみ取り手数料につきまして は、平成13年4月1日から10リッ トルあたり100円としております。 平成15年12月、平成18年8月の 2回にわたり、構成町村の衛生担当課 長により、原価計算が算出され、今年 度、衛生手数料等適正化委員会に対し 諮問を行い、その結果、110円が適 正料金であるとの答申がなされ、今回 提案するものです。なお、改定時期は、 平成20年10月1日からとするもの です。	継続審査 特別委員会 に付託
議案 第19号	平成19年度相楽郡 広域事務組合一般会 計補正予算(第1号) の件	平成19年度一般会計予算に、歳入歳 出それぞれ150万8千円を増額し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億 7,980万8千円とするものです。	可決 (賛成多数)